

徳島県公安委員会規則第15号

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年10月22日

徳島県公安委員会委員長 岡 田 好 史

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

徳島県道路交通法施行細則（昭和47年徳島県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。